平成２５年（フ）第７１６号
札幌市手稲区曙４条１丁目３番６号　ドミールＫ―205号
債務者　伊藤　麻美
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
相模原市中央区光が丘２丁目20番３号　サンライズＣ102
債務者　石川　麻梨（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９８号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14―1436号　座間東原共同住宅
債務者　赤松志穂美（旧姓菱田）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０４号
相模原市南区上鶴間本町３丁目18番27―510号
債務者　大川　大助
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２０号
相模原市緑区寸沢嵐633番地１　ハイムローザ５―202号
債務者　小坂　雅夫
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２３号
相模原市南区西大沼４丁目８番36号　アムールｏｈｎｕｍａ202
債務者　藤木ひろみ
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４３号
北海道余市郡余市町大川町11丁目71番地３
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２４１号
仙台市太白区上野山１丁目12番70号
債務者　千葉　勝栄
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
埼玉県深谷市稲荷町２丁目３番51号　シティホームズ稲荷町505号
債務者　長島　正益
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１５号
兵庫県加古川市尾上町安田109番地の６　フローレンス102号
債務者　北野阿さ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１６号
兵庫県加古川市尾上町安田109番地の６　フローレンス102号
債務者　北野　敏博
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２３号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544、住民票上の住所大阪市浪速区大国２丁目８番３―407号
債務者　楢木　哲也
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１７７号
兵庫県姫路市東雲町５丁目６番地３ロイヤルコーポ東雲401号
債務者　大池　裕司
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６０号
広島市佐伯区皆賀２丁目８番28―303号
債務者　黒川　律子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５８号
広島県安芸郡府中町柳ケ丘１番40―101号
債務者　二井野　渉
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４０号
福岡市南区大平寺１丁目52番12号
債務者　増山アイ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２８号
福岡市城南区樋井川４丁目８番６―203号
債務者　中元　好子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部